



い場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

- ◇ 評価結果の通知：2022年9月28日（水）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ① 業務実施の基本方針 16点
    - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - ① 類似業務の経験 40点
    - ② 対象国・地域での業務経験 8点
    - ③ 語学力 16点
    - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務経験の分野	各種評価調査および業務
対象国及び類似地域	ニカラグア及び全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：  
応募を排除する社はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

ニカラグアは地震、津波災害、風水害、土砂災害、火山災害など自然災害のリスクを抱えており、これら自然災害による人的・経済的損害は持続的な開発に大きな阻害要因となっている。

JICA は 2007 年～2012 年に「中米広域防災能力向上プロジェクト（以下「BOSAI1」という。）」、2015 年～2020 年に「中米広域防災能力向上プロジェクトフェーズ2（以下「BOSAI2」という。）」を実施し、国家災害管理・防災

機構（以下「SINAPRED」という。）の組織体制の強化やコミュニティ防災に係る市総合防災計画の策定及びガイドラインの作成を支援してきた。また、2016年～2019年に実施をした「中米津波警報センター能力強化プロジェクト（以下「CATAC」という。）」では、津波浸水予測精度の向上や津波監視体制の強化を支援した。

これら過去の支援は、プロジェクトの性質上コミュニティ防災及び救急・救助や避難等の災害発災時対応等ソフト対策に重点が置かれていた。今後は、構造物対策・事前防災投資も促進していく必要がある、ニカラグア国の災害リスクの一つである海岸災害に対応するため、同国より「海岸災害に強い地域づくりのための事前防災投資促進プロジェクト」を技術協力プロジェクトとして要請された。

要請された内容ではニカラグア国全土に係る海岸保全基本方針の策定、パイロット地域での海岸災害対策計画及びパイロット自治体による事前防災投資<sup>1</sup>計画の策定、それら計画の全国展開に向けたガイドラインの作成等普及が活動として想定されている。これら活動の実施に向けては現状のニカラグア政府の海岸災害対策の実施体制や事業の実施状況が明らかとなっていない。本詳細計画策定調査においてこれらを確認する必要がある。また本プロジェクトはJICAによる過去の支援と関連の高い内容であるため、過去案件（BOSAI2及びCATAC）の実施状況や課題を抽出する必要がある。

このため本詳細計画策定調査では、ニカラグア国における海岸災害対策の現状や既往災害の情報確認及び関係諸機関の能力や役割分担を確認し、プロジェクトの実施体制を検討するための情報を分析・整理した上で、プロジェクトの内容を提案・協議するとともに、プロジェクトの実施体制及び活動内容について確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う予定である。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるコンサルタント及びJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価<sup>6</sup>基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

---

<sup>1</sup> 事前防災投資：災害リスクに対して、災害発生時の災害被害を減じるために、事前に対策を講じること。

(1) 国内準備期間 (2022年11月上旬)

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② 担当分野に係る調査計画・方針案を検討する。必要な訪問先を抽出し、現地での調査日程(案)の作成に協力する。
- ③ ニカラグア側関係機関や他ドナー等に対する質問票(案)(対象機関毎、英文)を他の団員とともに作成する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票(案)との取り纏めに協力する。作成した質問票は、現地派遣前にJICAを通じ相手方に提出する。
- ④ プロジェクトのProject Design Matrix(以下「PDM」という)案、Plan of Operations(以下「PO」という)案等を含む討議議事録(以下「R/D」<sup>2</sup>という。)案検討する。
- ⑤ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2022年11月中旬～2022年12月上旬)

- ① JICAニカラグア事務所等との打合せに参加する。
- ② ニカラグア側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配布した質問票への回答を回収・整理するとともに、担当分野に係る情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。情報収集において、ジェンダーに関する情報は男女別での収集や、ジェンダー配慮を行っている取り組みも収集する。具体的には以下のとおり。
  - ア) 要請背景・内容
  - イ) 関連する開発計画、政策、制度
  - ウ) 関連各組織
    - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
    - (b) 人員体制
    - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
    - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
  - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関(WFP、COSUDE、世界銀行、米州開発銀行、NGO等)の活動動向、連携の可能性
  - オ) 過去にJICAが実施したBOSAI2及びCATACの実施状況及び課題の

---

<sup>2</sup> Record of Discussions

確認（特に市総合防災計画策定に関する課題）

- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（PDM案、PO案、実施体制等）を他分野の団員とともに検討する。活動においてジェンダー主流化に資するものがあれば提案する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）を含む協議議事録（以下「M/M」<sup>3</sup>という。）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス<sup>4</sup>を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAニカラグア事務所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2022年12月上旬～2022年12月中旬）

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成及びその取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を提出するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（1）業務完了報告書

2022年12月19日（月）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

<sup>3</sup> M/M=Minutes of Meetings

<sup>4</sup> <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/index.html>

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「IX. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まれます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇄ロサンゼルス⇄サンサルバドル⇄マナグアを標準とします。

### (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地業務期間は 2022 年 11 月 12 日～12 月 5 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。

現時点でニカラグア入国時には隔離期間の設定はありませんが、入国時の隔離措置が設定された場合、隔離期間中の数日間は遠隔で業務を実施予定です。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 評価分析 (本コンサルタント)

エ) 海岸災害対策 (JICA が別途契約するコンサルタント)

オ) 環境社会配慮／海岸保全 (JICA が別途契約するコンサルタント)

カ)

#### ③ 便宜供与内容

JICA ニカラグア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上：英語⇄スペイン語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部防災グループ防災第 2 チームから配布しますので、gegdm@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
  - ・要請書（スペイン語）
  - ・事務所収集資料一式（地方防災計画など）
- ② 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。
  - ・「中米広域防災能力向上プロジェクトフェーズ 2」事業完了報告書  
[https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12365268\\_01.pdf](https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12365268_01.pdf)
  - ・「中米津波警報センター能力強化プロジェクト」プロジェクト事業完了報告書  
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12362208.pdf>
- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
  - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」
  - イ) 提供依頼メール
    - ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
    - ・本文：以下の同意文を含めてください。  
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ニカラグア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上